業務用機械器具（業務用又はサービスの生産の用に供されるもの（これらのものであつて物の生産の用に供されるものを含む。）をいう。）製造業用設備（第一七号、第二一号及び第二三号に掲げるものを除く。）　七
電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備
光ディスク（追記型又は書換え型のものに限る。）製造設備　六
プリント配線基板製造設備　六
フラットパネルディスプレイ、半導体集積回路又は半導体素子製造設備　五
その他の設備　八
電気機械器具製造業用設備　七
情報通信機械器具製造業用設備　八
輸送用機械器具製造業用設備　九
その他の製造業用設備　九
農業用設備　七
林業用設備　五
漁業用設備（次号に掲げるものを除く。）　五
水産養殖業用設備　五
鉱業、採石業又は砂利採取業用設備
石油又は天然ガス鉱業用設備
坑井設備　三
掘さく設備　六
その他の設備　一二
その他の設備　六
総合工事業用設備　六
電気業用設備
電気業用水力発電設備　二二
その他の水力発電設備　二〇
汽力発電設備　一五
内燃力又はガスタービン発電設備　一五
送電又は電気業用変電若しくは配電設備
需要者用計器　一五
柱上変圧器　一八
その他の設備　二二
鉄道又は軌道業用変電設備　一五
その他の設備
主として金属製のもの　一七
その他のもの　八

ガス業用設備
製造用設備　一〇
供給用設備
鋳鉄製導管　二二
鋳鉄製導管以外の導管　一三
需要者用計量器　一三
その他の設備　一五
その他の設備
主として金属製のもの　一七
その他のもの　八
熱供給業用設備　一七
水道業用設備　一八
通信業用設備　九
放送業用設備　六
映像、音声又は文字情報制作業用設備　八
鉄道業用設備
自動改札装置　五
その他の設備　一二
道路貨物運送業用設備　一二
倉庫業用設備　一二
運輸に附帯するサービス業用設備　一〇
飲食料品卸売業用設備　一〇
建築材料、鉱物又は金属材料等卸売業用設備　一〇
石油又は液化石油ガス卸売用設備（貯そうを除く。）　一三
その他の設備　八
飲食料品小売業用設備　九
その他の小売業用設備
ガソリン又は液化石油ガススタンド設備　八
その他の設備
主として金属製のもの　一七
その他のもの　八
技術サービス業用設備（他の号に掲げるものを除く。）
計量証明業用設備　八
その他の設備　一四
宿泊業用設備　一〇
飲食店業用設備　八
洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備　一三
その他の生活関連サービス業用設備　六
娯楽業用設備
映画館又は劇場用設備　一一
遊園地用設備　七